

平成28年度 第10回香取市農業委員会総会議事録

平成29年1月20日

1月20日（金）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について
日程第3 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
日程第4 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第5 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
日程第6 議案第6号 農用地利用配分計画案に対する意見について
日程第7 報告第1号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて
日程第8 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第9 報告第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
日程第10 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は18名で、その氏名は下記のとおり

1番	松 枝 和 夫	2番	越 川 定 勝
3番	富 澤 克 彦	4番	寺 島 美 幸
5番	飯 森 孝	6番	片 野 壽 夫
7番	海 老 澤 武	8番	高 松 多 可 史
9番	鵜 澤 幹 司	10番	林 藤 江
11番	菅 谷 樹 雄	12番	内 山 勝 己
13番	篠 塚 正 悟	14番	高 木 甚 一
15番	伊 藤 はつ子	16番	高 木 重 樹
17番	伊 藤 寛	18番	栗 林 利 男

1. 欠席委員 なし

1. 事務局職員出席者

事務局長	八	本	栄	男	管理班長	飯	田	利	彦
農地班長	越	川	泰	克	副主幹	林		光	夫
主任主事	佐	々	木	卓	也				

開会 午後 1時30分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は18名です。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成28年度第10回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、4番 寺島美幸委員、13番 篠塚正悟委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第10 報告第4号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農

地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成29年1月20日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号1番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、贈与により所有権移転を受けるものであります。

整理番号2番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、使用貸借権の設定により農地を借り受けるものであります。

整理番号3番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号4番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号5番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、贈与により所有権移転を受けるものであります。

整理番号6番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号7番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号8番、譲渡人が経営移譲年金を受給中のため、譲受人の息子と使用貸借権の再設定を行うものであります。

以上、8件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第1班 班長 高木重樹委員。

16番高木委員 去る、1月12日（木曜日）午後1時30分より市役所3階301号会議室において、第1班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の案件は8件であります。

写真および書類により審査を実施いたしました。

審査結果について、報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、

権利取得後も適切な管理が行われるものと考え、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 議案第1号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第1号 整理番号5番について、審議します。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議長 次に、担当委員の意見を申し上げます。

整理番号5番について、5番 飯森委員。

5番飯森委員 整理番号5番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人の借受地に隣接している対象農地を贈与にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。

対象農地は、数年前までは遊休農地となっていたが、譲受人が農地に復元し、現在は譲受人の借受地と一体利用している作付良好な優良農地であります。

所有権移転後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号 整理番号5番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 整理番号5番は、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議長 次に、ただいま分離して審議した議案第1号の1件を除く7件について、担当委員の意見を申し上げます。

整理番号1番、2番の2件について、1番 松枝委員。

1番松枝委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人の所有地に隣接している対象農地を贈与にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。

対象農地は、現在、遊休農地となっておりますが、単独での耕作が非効率な極小農地であり、所有権移転後は隣接している譲受人の所有地と一体的な耕作が可能となり、良好な維持管理が行われると思われま。

以上のことから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、整理番号1番と同一人の譲受人が、農業経営の規模拡大を図るため、使用貸借権の設定を受けるものであります。

譲渡人と譲受人は親戚にあたり、以前から共同で農作業を行っていることから、譲受人が借受けた後も、農地の良好な維持管理が可能と思われま。

以上のことから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、3番、4番の2件について、2番 越川委員。

2番越川委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、農地所有適格法人である譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、売買にて譲り受けるものです。

当該法人は〇〇〇〇の栽培を主としており、所有権移転後は〇〇の栽培を計画しております。

対象農地は作付良好な優良農地であり、当該法人が農地取得後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自宅から近く、通作利便な農地を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。

譲受人は、権利取得後の下限面積要件も満たしており、その他取得要件についても満たしていることから、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、6番について、12番 内山委員。

12番内山委員 整理番号6番について、現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、売買にて譲り受けるものです。

対象農地は作付良好な優良農地であり、譲受人の自宅からも近く、通作の利便性が良いこと、また、隣接農地についても借受ける予定があり、一体的に利用可能となります。

したがって、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、整理番号7番について、14番 高木委員。

14番高木委員 整理番号7番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は農業経営廃止のため、譲受人は農業経営の規模拡大を図るため、互いの協議が整い、売買にて所有権移転するものです。

対象農地は、譲受人の自宅に隣接している通作利便な農地であり、作付状況も良好であります。

したがって、所有権移転後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 整理番号8番について、16番 高木委員。

16番高木委員 整理番号8番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、父が経営移譲年金を受給しているため、農業後継者である息子と使用貸借権の再設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、ただいま分離して審議した議案第1号の1件を除く7件について、審議いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第1号の1件を除く7件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号の1件を除く7件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議長 日程第2 議案第2号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成29年1月20日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号1番から13番までは関連案件であります。

山砂採取事業の期間延長に伴う、一時転用期間延長の申請であります。

整理番号14番、砂利採取事業の期間延長に伴う、一時転用期間延長の申請であります。

以上、14件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第1班 班長 高木重樹委員。

16番高木委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条の計画変更申請の案件は14件であります。

審査結果について、報告いたします。

整理番号1番から14番については、山砂等採取事業の期間延長に伴う計画変更であり、実効性等は問題なく、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議長 次に、担当委員の意見をお願いします。

整理番号1番から13番までの13件について、16番 高木委員。

16番高木委員 整理番号1番から13番は関連案件となりますので、一括して、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所なんですけれども、〇〇〇〇〇〇を〇〇方面に向かいまして、ちょうど〇〇〇と〇〇〇の境に当たります。そこを山の方へ向かいまして〇〇メートル位行った所の場所でございます。

これは、平成16年から継続している山砂採取事業で事業継続に伴う期間延長です。各書類・計画とも適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 整理番号14番について、18番 栗林委員。

18番栗林委員 整理番号14番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、〇〇〇の〇〇〇で〇〇〇との境、ちょうど〇〇〇の〇〇〇〇と〇〇〇の境で山中ですね、〇〇の所です。

この申請は、平成20年から継続している砂利採取事業で事業継続に伴う期間延長および全体事業区域の拡張です。

各書類・計画とも適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ちょうど、〇〇の近くですので、その辺に影響ないようにということで、業者に申し上げたところです。特に問題ないというように考えております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

申請人は、昨年体調をくずし、通院生活を余儀なくされ、耕作もままならず労力も低下しているため、申請地へ植樹し、山林にする計画です。

隣接農地所有者の同意も得ており、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第4条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成29年1月20日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号1番、転用を伴う使用貸借権設定で、専用住宅用地とのことです。

申請地は、第1種農地であります但不許可例外事由のIに該当します。

整理番号2番、転用を伴う所有権移転で、事務所および駐車場用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断します。

整理番号3番、転用を伴う所有権移転で、宅地拡張用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断します。

整理番号4番から7番までは、関連案件であります。

転用を伴う賃借権設定で、太陽光発電施設用地および太陽光発電施設管理用道路とのことです。

農地区分については、太陽光発電施設用地が第2種農地、管理用道路が第1種農地でありますが不許可例外事由のQに該当するため問題はないと判断します。

整理番号8番、転用を伴う使用貸借権設定で、共同住宅用地とのことです。

申請地は、都市計画用途地域内の第1種住居地域で第3種農地です。

なお、本案件は既に建築工事を着手していたことから、始末書添付案件ではありますが、許可書の交付がなされるまで、建築工事は中断であります。

以上の8件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第1班 班長 高木重樹委員。

16番高木委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は8件であります。

このうち、整理番号4番から7番までは現地調査を行い、その他の案件については、写真および書類等により審査を実施いたしました。

現地調査および書類等で審査した結果、実効性等問題なく、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いします。

整理番号1番について、2番 越川委員。

2番越川委員 整理番号1について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所については、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇約〇〇メートルを右折し約そこから〇キロ行った所の右側がそうです。

申請地は、平成28年11月22日付で、農振指定除外となった土地になります。

譲受人は会社員で実家に両親と同居しておりますが、子供の成長に伴い、住居が手狭になったため、申請地へ専用住宅を建築する計画です。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。

平成29年1月20日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

平成28年度第10次農用地利用集積計画1番から183番までの申請であります。

議案書の16ページから108ページです。

所有権移転が1件、畑で2,314㎡です。

次に、使用貸借権の再設定が1件、田で766㎡です。

次に、賃借権設定の新規が103件、521,703.74㎡、このうち田が511,232.74㎡、畑が10,471㎡です。

続いて、賃借権設定の再設定が73件、339,047.96㎡、このうち田が324,562.22㎡、畑が14,485.74㎡です。

次に、農地中間管理事業分について、賃借権設定の新規5件、田で81,402.26㎡であります。

以上、183件の第10次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 議案第5号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与

の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第5号 整理番号1番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号1番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番号1番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第5号 整理番号124番について、審議します。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号124番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番号124番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議長 次に、議案第5号 整理番号172番について、審議します。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○委員 退場)

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号172番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番号172番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○委員 入場・着席)

議長 次に、議案第5号整理番号173番について、審議します。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○○委員 退場)

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号173番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番号173番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○○委員 入場・着席)

議長 次に、ただいま分離して審議した議案第5号の4件を除く179件について、審議いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第5号の4件を除く179件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号の4件を除く179件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第6 議案第6号

議長 日程第6 議案第6号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第6号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。平成29年1月20日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

議案書の整理番号1番から5番までの申請です。

議案書の114ページから118ページです。

賃借権設定の新規が5件、田で81,402.26㎡であります。

以上、5件の農用地利用配分計画については、農地中間管理事業法第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案題6号については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第7 報告第1号から報告第4

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第5条の規定による許可申請書の取下げについて。下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書について、取下げがあったので報告する。平成29年1月20提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

取下げは1件であります。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。平成29年1月20提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は2件であります。

報告第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画(中途解約)の通知があったので報告する。平成29年1月20日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は、47件であります。

報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。平成29年1月20日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は6件であります。

以上、報告いたします。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に對
しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 2時19分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人